

「廃止」の通知はSOSEKI登録の本人の住所に
郵送で通知しています

5熊大学生第 5 号
令和 5年 5月18日

■■■■■■■■■■ 殿
■■■ - ■■■■

国立大学法人熊本大学長
小川 久雄

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定取消通知書

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者としての認定について、同法律施行規則第十五条第一項及び第十六条に基づき下記の通り取り消しますので通知します。

記

1. 認定取消により減免を行わないこととなる月
令和 5年 4月

2. 認定取消の事由

- ☐ 偽りその他不正の手段により授業等減免を受けた。
- ☒ 適格認定における学業成績の判定の結果、下記に該当した。
- ☐ i) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定
 - ☐ ii) 修得した単位数等の合計数が標準単位数の5割以下
 - ☐ iii) 学修意欲が著しく低い状況(履修科目への授業への出席率が5割以下等)
 - ☒ iv) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当
(2回目の警告の事由)
 - ☐ 修得した単位数等の合計数が標準単位数の6割以下
 - ☒ G P A等が学部等における下位4分の1に該当
 - ☐ 学修意欲が著しく低い状況(履修科目への授業への出席率が8割以下等)
 - ☐ v) 上記 i) ～iv)に該当し、かつ学業成績が著しく不良であると認められ、そのことについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められない。
 - ☐ 懲戒としての退学又は停学(期間：無期限又は3月以上)の処分を受けた。

認定取消の事由が iv) に
該当し、尚且つ、
2回目の警告の事由が
GPA基準のみの場合は、
再支援の可能性がありま
す。

3. 認定取消に係る納付額

入学金 0円

授業料 令和5年度前期分以降は修学支援新制度による授業料免除が受けられません。

【令和5年度より適用】

今回の認定取消の事由が「iv)警告の区分に該当する学業成績に連続して該当」で、且つ、2回目の警告の事由が「GPAが学部等における下位4分の1に該当」のみだった場合、令和5年度の学業成績が適格認定の「継続」に該当すれば、令和6年度の給付奨学金の在学採用及び授業料減免に再申請が可能となる場合があります。(再申請可能に該当する者には大学から連絡します) 再申請の結果、給付奨学金に採用された場合は、支援区分に応じた授業料減免を受けることができます。

↑
今回の制度変更に関するお知らせ

【本件に関する問い合わせ先】

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当
(電話) 096-342-2151 (FAX) 096-345-5583
(Mail) gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp